経済環境・水道

不法投棄禁止の啓発看板（興戸地区）

問　環境基本計画を推進する施策とは。

生活環境課長　環境市民パートナーシップで取り組む事業へ補助する。

問　普賢寺地域のまちづくりはどうか。

助役　緑を守りながら今ある産業をどう育てていくのかが重要である。

問　不法投棄防止に対する啓発は。

生活環境課長　啓発看板を作成し、各自治会に配布する。

問　農業生産での環境負荷低減への支援は。

産業振興課長　農協等と相談しながら検討し、技術者協議会等でも勉強していきたい。

問　（通称）一休さんポイントカードの継続は。今後の事業支援は。

産業振興課長　起爆剤として2年間支援してきたので、今後は商業者がどのように活かしていくのか動向を見たい。

助役　地学連携という面からの補助も検討する。

問　水道料金調整基金が平成21年度に底をつくとの事だが、対策は。

水道部長　内部努力、節減を基本に置きながら、料金改定等も検討したい。

問　南田辺北地区の事業者に負担してもらう水道分担金には、どのようなものがあるか。

業務課長　新規加入分担金、水源開発分担金、施設整備分担金、配水整備分担金、配水管増設分担金がある。

問　土地改良事業に対する予算が少ない。地元要望を取り入れ、前向きに検討できないか。

経済環境部長　地元と十分協議をし、何ができるか検討したい。

問　下水道工事における落札率は。

下水道課長　90％の落札率である。

問　段ボールなど再資源化できる「ごみの日」を独自に設定し、分別化の徹底を図るべき。

清掃衛生事業室長　別の日を設定することは、現時点では困難。今後のごみ処理基本計画の中で検討したい。

問　巡回バス運行の要望が強いが、考えは。

生活環境課長　現行の路線バスで網羅できている状況にある。

問　同志社大学のインキュベーション施設の入居予定戸数は。また、商工会との関わりは。

産業立地室長　33室を予定。事業者や研究者のサポート体制として重要なので十分連携したい。

建設

問　開発申請に係る地元との協議書、計画説明書なりの書類を市民の立場に立った書類に変更すべき。

都市計画課長　開発指導要綱の事例調査等も実施しており、現在研究中。

問　関屋公園はいつ頃に完成するのか。

都市整備課長　施設は17年度で完成。周辺整備は、18年度で実施する。

問　薪新田辺線の直角カーブの整備の実施時期は。

土木課長　電柱移転の問題もあり、6月頃に工事に着手できる予定。

問　現在の開発指導要綱は見直す必要があると思うが。

助役　要綱の改正や条例化を含め、現状でよいとは思っていないので、研究はしたい。

問　あんしん歩行エリアの実施計画作成事業とは。

建設部次長　本市で全国平均を上回っている人身事故のエリアについて安全の観点から、施策を展開するもの。

問　（仮称）防賀川公園整備の進捗状況は。

都市計画課長　多目的広場を2つ整備する予定で、19年度供用予定。

問　市営住宅の火災報知器の取り付けは、いつ頃になるのか。

施設用地課長　3か年計画で、今年度は80戸を予定。

問　道路維持管理費が1200万円。少なくないか。

建設部次長　各区からの要望に対応するもの。十分だとは理解していないが、緊急な修繕箇所がある場合は、財政当局と協議したい。

問　三山木駅前整備に公共施設等の設置は考えられないか。

助役　市民が集まりやすい公共施設を設置する必要性は感じているが、まだ、結論にいたらない。

問　新田辺駅前歩道の整備計画の内容は。また、短期間で整備出来ないか。

土木課長　総額900万円で、20年度までの4か年計画である。短期間で実施したいが、財政的な問題もあるので、努力したい。

問　電子入札を導入する時期は。

建設部次長　府のシステムをリースする関係で、19、20年度目途である。

各会派による総括質疑の主な内容【予算特別委員会最終日】

日本共産党
◆国の税制改正による高齢者への7千万円の増税また、市民には定率減税の縮減で2億円も増税となる事について市長の認識。また、国保税や介護保険料の引き下げを。
◆学童保育の対象学年を4年生まで。障害児は6年生まで受け入れよ。
◆大住ふれあいセンター職員の市民対応改善を。
◆特別職の勤勉手当の見直しを。

一新会
◆平成18年度当初予算は第3次総合計画の初年の年であり、市長3期目の仕上げの年でもあるので特別な意味を持って予算編成をされたと思う。また、第3次総合計画の基本方針を踏まえ、各部局が自主性を発揮しながら、職員の知恵を結集した施策を推進するについては、課題は多いと思われるが着実に実行していただくよう強く要望する。

自民緑政会
◆行政運営の認識と予算編成方針の考え◆総合計画策定と行革の関係◆財政運営における「経常収支比率」検証の認識◆行政改革の基本的な考え◆機構改革における市民との関係◆自治体経営の視点での職員の人材育成◆事業執行における選択と集中及び職員の活用◆市税等の徴収並びに滞納整理の問題◆第二名神整備城陽八幡間促進の考え

21市民の眼
◆市民参画と行財政改革を目指す市長、職員の強い意欲が感じられない。
◆市職員給与・手当の二割削減、指定管理者制度導入、大住ふれあいセンター等の利用者本位の改善、高齢者・障害者のケアと支援の拡大、一休寺周辺景観等保全策、違法行為の是正徹底、三山木まちづくり、同志社との協働連携、文化ホール建設等、積極的な推進を。

新生会
◆三山木駅前が、南部の中心地にふさわしくなるような行政指導を期待している。
◆南部地域は通学にも不便な状態にあり、地域の活性化を図るためにも、コミュニティバスの運行を強く要望する。
◆企業誘致を円滑に図るためには、開発協力金の減免や税制優遇策等、一定の基準を決める必要があると考える。

公明・市民
◆行革の原動力は職員の意識によると思うが、意識改革が徹底されるものと期待しているが、私が心配をするのは、行革の達成年度のことである。行革の実行計画は、おそらく実現に相当な努力が必要と思うが、計画そのものは立派でも実行が後年度にずれ込めば、行革の効果が縮小され、健全化が達成できずに追加計画が必要では。

意見書　最終日に可決

第二名神高速道路の整備促進に関する意見書

第二名神高速道路は、第二東名高速道路とともに関西圏と中部圏、首都圏との連携を強化する新たな国土軸であり、物流の円滑化や企業立地の促進等により国民生活の向上や社会経済の活性化が図られるとともに、災害時における緊急輸送、救急医療の確保など、安心・安全を確保するうえでも極めて重要な道路である。

このように重要な道路であるにもかかわらず、この2月7日の国土開発幹線自動車道建設会議において大津・高槻間については、西日本高速道路㈱が整備することに決定したものの、大津・城陽間と八幡・高槻間の着工が先送りされたことは遺憾である。

また、平成15年12月に開催された第1回国土開発幹線自動車道建設会議において、既に建設が認められている城陽・八幡間は、現在、事実上中断状況にあるが、第二京阪道路と京奈和自動車道を結び、国家プロジェクトとして進められている関西文化学術研究都市にアクセスし、京都府南部地域の発展を図るうえで欠かすことのできないものであるとともに、近畿の南北軸道路網を形成することにつながる重要な区間である。

京田辺市においては、第二名神高速道路の整備を前提として、まちづくりや企業誘致などの施策を進めてきており、これ以上整備が遅れることとなれば、地域づくりの根幹が揺らぐことにもなりかねない。

よって、国会及び政府におかれては、第二名神高速道路の持つ国土軸としての役割や地域の期待を十分認識し、西日本高速道路㈱に対し、特に城陽・八幡間の早期着工整備が速やかに図られるよう措置されるとともに、全線早期整備が図られるよう強く求める。

医療制度改革法案の撤回を求める意見書

政府が提出した医療「改革」法案は、高齢者窓口負担の2割・3割への引き上げ、入院費・重症患者の負担増、保険料の引き上げ、ベッド削減による病院からの追い出しにとどまらず、保険内診療と保険外診療を併用する「混合診療」の拡大など公的保険のきく範囲を切り縮めて、公的医療制度を後退、崩壊させる道を本格的に歩もうとするものである。

保険のきかない医療がひろがれば、必要な医療を受けるのにも多額の自費負担が強いられることになり、これは医療に格差をもちこみ、「人の命も金次第」とするものである。

社会保障の増進に努めることは政府の責任である。よって政府におかれては、医療「改革」法案を撤回し、だれでも、どんな病気でも、安心して受けられる医療を実現するよう求めるものである。

小泉純一郎首相の靖国神社公式参拝中止を求める意見書

現在、アジアでは諸国が協力し合い、平和で豊かな「アジア共同体」をつくろうという大きな動きがはじまっている。

このような時に、小泉首相は、アジア諸国民の感情を逆なでするかのように、靖国神社への公式参拝に固執し続けている。さらに、日本国憲法の改定を政治日程に挙げているなど、周辺諸国に大きな不安と不信感を広げている。

靖国神社は広報誌の中で公然と「大東亜共栄圏を目指したことが正しく、日本の侵略行為は認められない。日米開戦の責任は米国にある。東京裁判を否定し、A級戦犯は濡れ衣であり、昭和殉難者と呼び、すべて神様としておまつりしている。」と述べ、第二次世界大戦の反省はおろか、戦争が正しかったと主張している神社である。

首相が靖国神社に公式参拝することは、小泉首相の思い如何に関わらず、日本政府が侵略戦争を肯定する立場に立つことを内外に表明するものである。

そのことは、政府が今日まで表明してきた「過去の戦争への反省と、平和友好の決意」に対する誤解と不信を招きアジア諸国民との友好関係が破壊される恐れがある。

すでに、首相経験者や超党派国会議員でつくられている日中友好議員連盟の代表から小泉首相に、靖国神社への公式参拝中止を求める申し入れがされている。

よって、小泉首相が我が国の国益にもかない、戦没者の究極の願いに応えるためにも、直ちに靖国神社への公式参拝中止を決断されるよう強く求めるものである。

山口県岩国市の住民投票の結果を尊重し、艦載機移転計画の白紙撤回を求める意見書

政府は昨年10月、アメリカ政府との間で、米軍厚木基地の空母艦載機部隊を岩国基地へ移転することを合意した。しかし、この合意は、事前の地元との協議もなしに一方的に政府によって行われたものであり、小泉首相の「政府は自治体に事前に相談し、自治体がオーケーした場合には米国と交渉する。」という発言にも反するものである。

岩国市では住民生活に多大な影響を及ぼす米軍基地の強化について、住民の意思を表明するために、3月12日に艦載機部隊の岩国基地受け入れの是非を問う住民投票が行なわれた。この住民投票は、58.68％の投票率で成立し、しかもその結果は、圧倒的多数、実に「投票資格者」の過半数を超える人々が、移転計画に反対を表明した。そして、この結果を踏まえて、岩国市市長は移転計画の白紙撤回を改めて政府に要求している。

ところが政府は、住民投票によって住民の意思がはっきりと表明されたにもかかわらず、岩国基地への移転計画を強行しようとしている。

今回の住民投票の結果を無視することは、地方分権の推進にも逆行し、地方自治の本旨を踏みにじるものであって、断じて許されない。

よって、政府においては、岩国市の住民投票の結果を尊重し、米軍厚木基地の空母艦載機部隊移転計画を白紙撤回されるよう求めるものである。